

浜松市 津波避難計画

令和7年3月改訂版



— 目 次 —

第1章	計画の目的	1
第2章	津波浸水想定の設定	1
第3章	避難対象地区の指定	3
第4章	津波緊急避難場所等の指定・設定	4
(1)	津波緊急避難場所としての津波避難施設の指定基準	4
(2)	津波避難施設の現況	4
(3)	津波避難場所の確保	4
第5章	避難困難のおそれのある地域	5
(1)	浜松市沿岸域防潮堤の減災効果	5
(2)	避難困難のおそれのある地域	6
第6章	南海トラフ地震臨時情報	7
第7章	初動体制（職員の配備基準や職員参集）	9
第8章	津波情報等の収集・伝達	11
(1)	情報受信・伝達体制等	11
(2)	海面監視による情報収集	12
(3)	防災行政無線（同報無線）のサイレン音	12
(4)	浜松市防災ホットメール	13
(5)	浜松市公式LINE	13
(6)	緊急速報メール	13
(7)	浜松市公式X	13
第9章	避難指示等の発令基準	14
(1)	津波警報等の発表基準	14
(2)	避難指示等の発令基準	14
(3)	避難指示等の避難対象地区基準	15
第10章	津波からの避難方法	17
第11章	地区の津波避難計画	18
第12章	平常時の津波防災教育・啓発	19
(1)	防災教育	19
(2)	津波浸水想定等の周知	19
第13章	津波避難訓練	20
(1)	津波避難訓練の実施体制、参加者	20
(2)	訓練の内容等	20
第14章	その他の留意点	21
【巻末資料】	主な用語説明	
	津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）	
【別冊】	地区の津波避難計画 作成手引き	

第1章 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明が合わせて、およそ1万8,000人に上り、そのほとんどが津波によるものであった。その一方で「釜石の奇跡」に代表されるように、地震直後にすぐ避難したことで命が助かった事例も多く報告されている。

本市も長い海岸線を有し、大きな地震が想定される地域で、静岡県第4次地震被害想定では、津波による犠牲者が、最大1万6,000人と想定されている。

このようなことから本計画は、南海トラフ巨大地震等の津波から命を守るために、市民等が迅速かつ適切な避難行動をとれることを目的とし、津波避難に特化したものである。

なお、本計画は、「浜松市津波防災地域づくり推進計画」の内容を反映して作成している。

第2章 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、静岡県第4次地震被害想定に基づき、発生頻度が比較的高い東海・東南海・南海地震（レベル1）の津波（図2-1）、最大クラスの津波を想定した南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波（図2-2）、及び、既往文献から浸水範囲が概ね把握できている安政東海地震の想定津波（図2-3）の津波浸水想定とする。

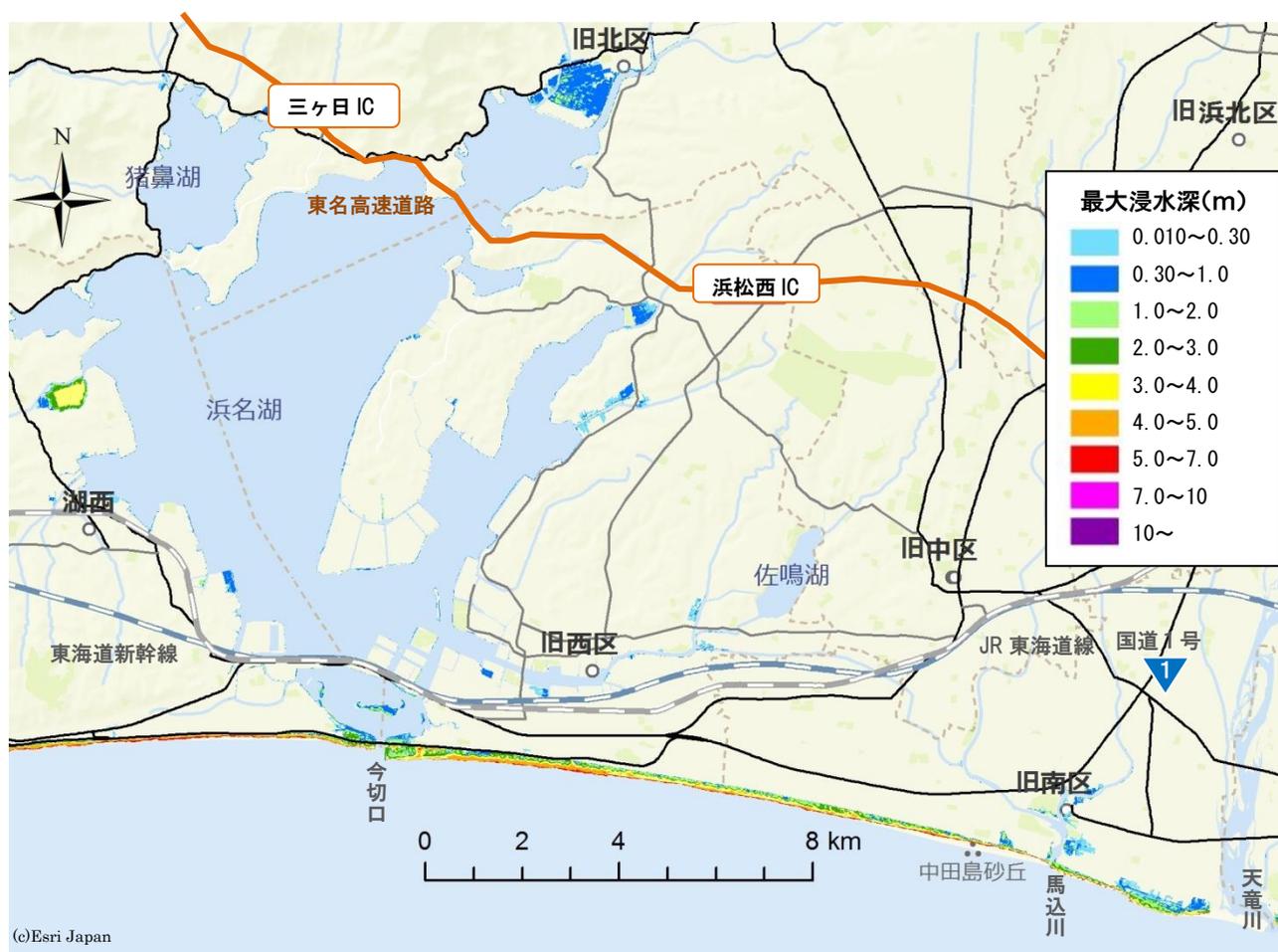


図2-1 東海・東南海・南海地震（レベル1）の津波の津波浸水想定区域図

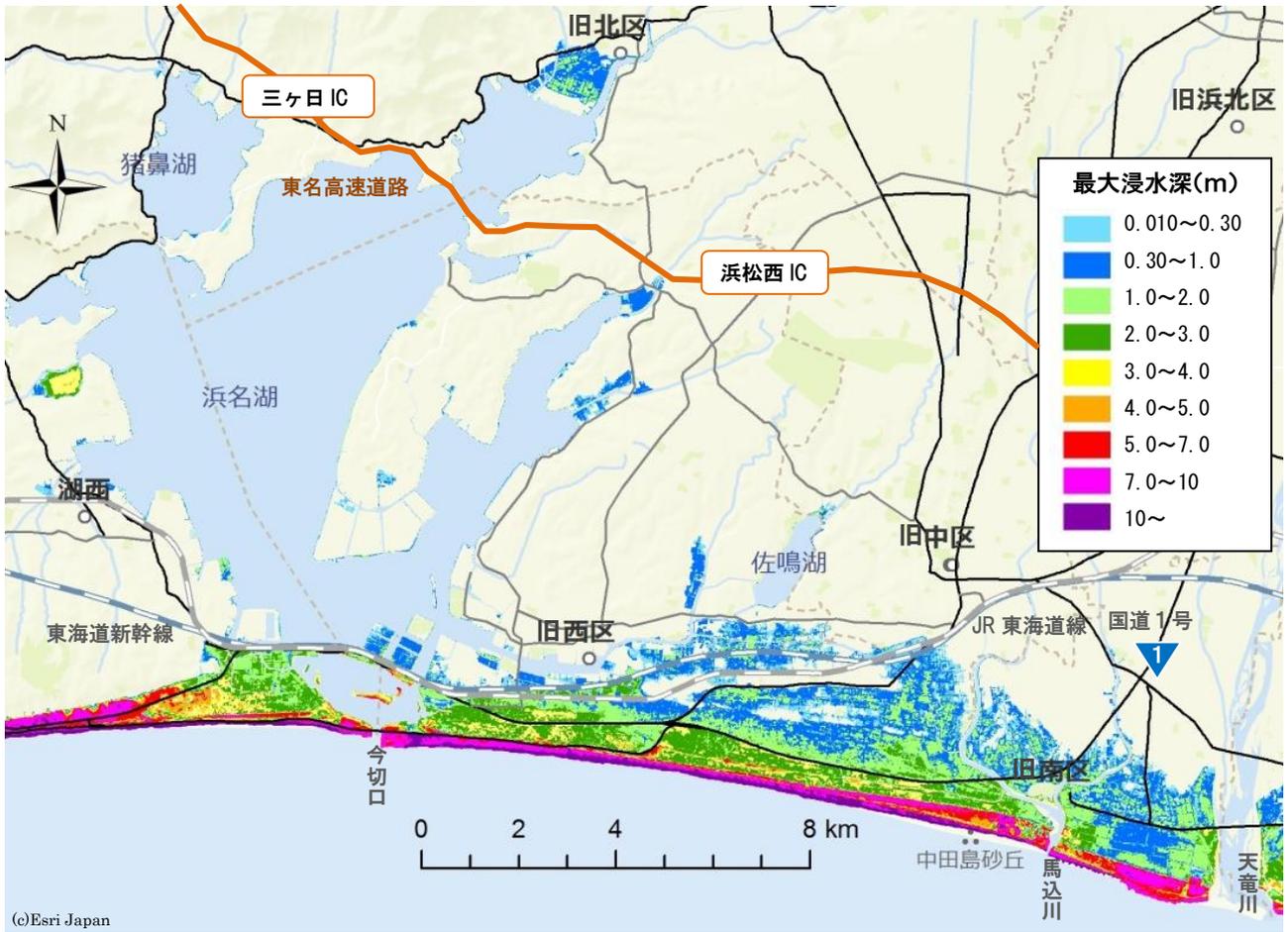


図 2-2 南海トラフ巨大地震（レベル 2）の津波の津波浸水想定区域図

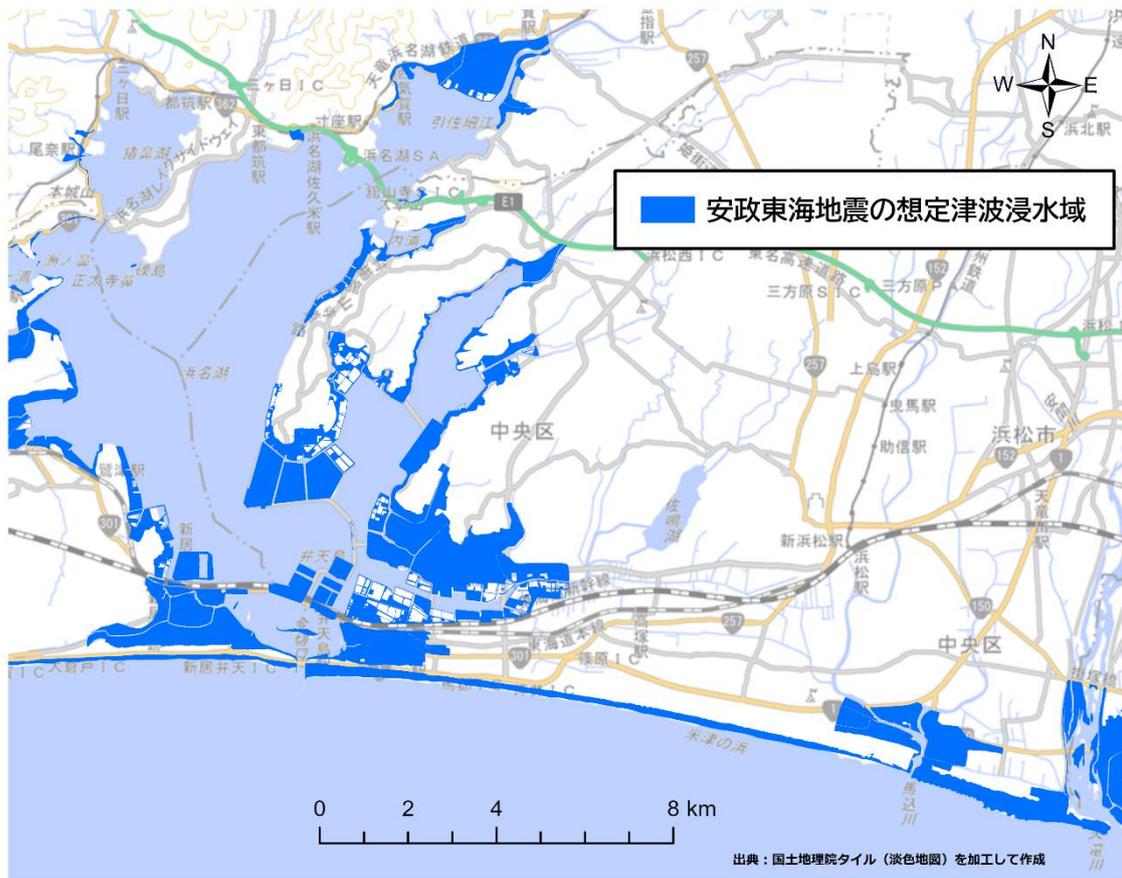


図 2-3 安政東海地震の想定津波浸水域図

第3章 避難対象地区の指定

避難対象地区は、「静岡県第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域（静岡県津波浸水想定）」と「安政東海地震における推定津波浸水域」の2つの津波浸水域を含む地区単位とする（図3-1）。該当する地区と町丁目については、12ページの「第8章 避難指示等の発令基準」に記載する。

なお、この地域は、「浜松市津波防災地域づくり推進計画」の推進計画区域と同じである。今後、静岡県知事により津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、避難対象地区を見直す。

[避難対象地区]

「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する地域とする。

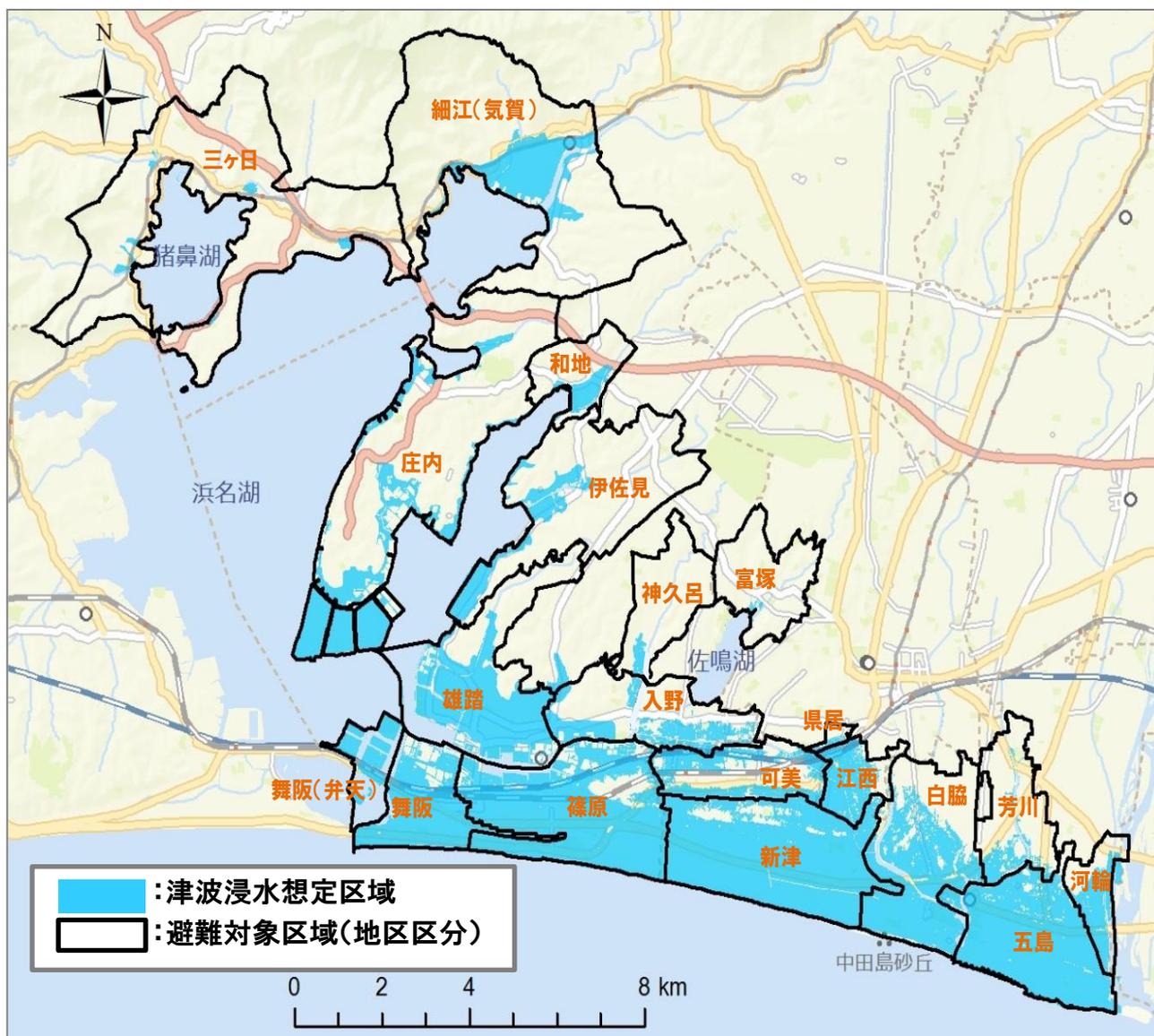


図3-1 避難対象地区

第4章 津波緊急避難場所等の指定・設定

(1) 津波緊急避難場所としての津波避難施設の指定基準

- ① 津波避難施設は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」（平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知）に基づき、静岡県第4次地震被害想定（レベル2）の浸水深に4メートルを加えた高さ以上（具体的には、建築物・工作物等で3階以上、又は地盤から7メートル以上の高さであること）とする。
- ② 津波避難施設としての建築物にかかる基準は、次のとおりとする。
 - ア 昭和56年6月1日以降の建築基準法第20条に規定する構造基準（以下「新耐震設計基準」という。）に適合する鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）であること。
 - イ 鉄骨造（S造）の場合は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」（平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知）に基づく、津波に対して安全性を確保したものであること。
 - ウ 外部からの避難者が災害時に直接避難でき、安全な施設であること。
- ③ 津波避難施設としての盛土構造物にかかる基準は、「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」（平成24年1月27日津波防災地域づくりに係る技術検討会）に基づくものとする。

(2) 津波避難施設の現況

津波避難ビル、津波避難マウンド・タワー等の津波避難施設の現況を表4-1に示す。

なお、詳細な津波避難施設リストについては、巻末資料にまとめて示す。

表4-1 津波避難施設の現況（令和6年11月30日時点）

	公共		民間		合計	
	箇所数	避難面積	箇所数	避難面積	箇所数	避難面積
津波避難ビル	128	70,305 m ²	128	32,040 m ²	256	102,345 m ²
津波避難タワー	9	1,200 m ²	—	—	9	1,200 m ²
津波避難マウンド	3	2,800 m ²	—	—	3	2,800 m ²
合計	140	74,305 m ²	128	32,040 m ²	268	106,345 m ²

(3) 津波避難場所の確保

市は、浜松市津波防災地域づくり推進計画の計画区域において津波避難ビルの指定を推進する。

また、避難困難のおそれのある地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難場所の確保に努める。

第5章 避難困難のおそれのある地域

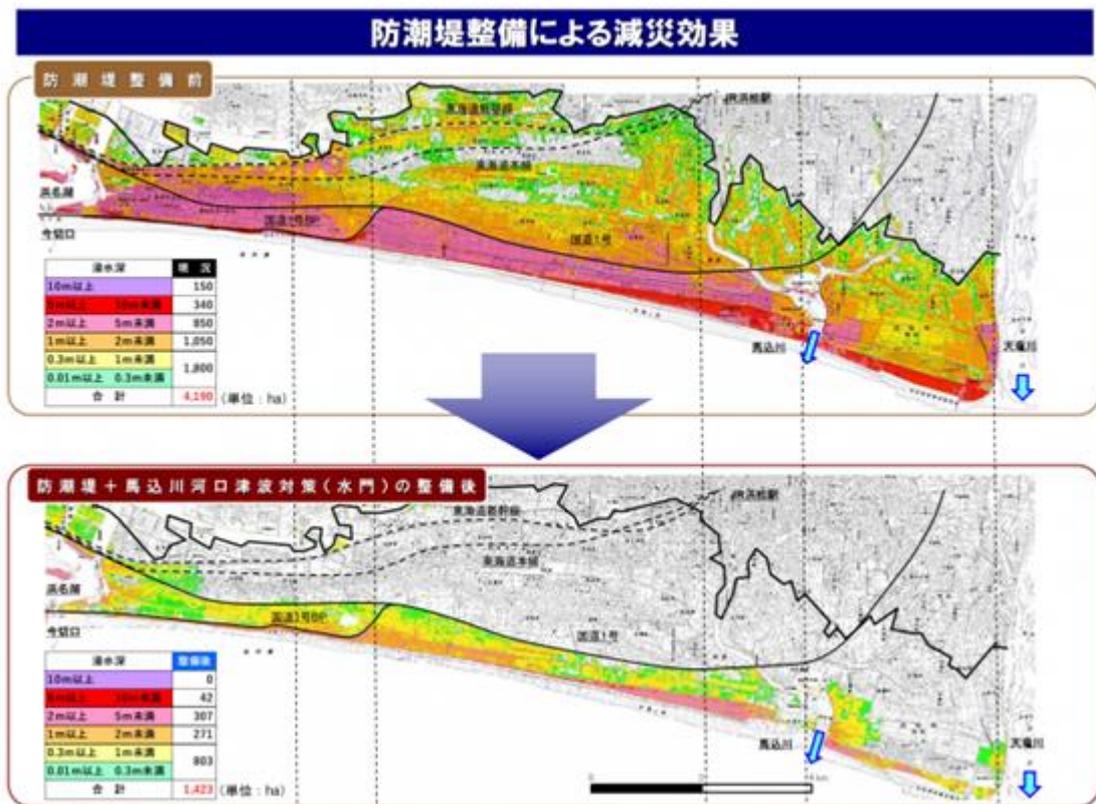
(1) 浜松市沿岸域防潮堤の減災効果

本市では、篤志家から静岡県に遠州灘沿岸に保安林を嵩上げした堤（以下「防潮堤」という。）の整備のために多額の寄附の申し出があり、平成24年6月11日に篤志家、静岡県、浜松市との間で、整備に関わる基本合意を締結し、平成25年度より整備を進め、令和2年3月に防潮堤本体工事竣工を迎えた。この防潮堤は、南海トラフ巨大地震のレベル2地震・津波に対して減災対応するものである。

防潮堤整備の減災効果としては、宅地の浸水面積の約8割の低減が見込まれ、現時点で建物の倒壊・流出の危険性が高いと考えられる浸水深2m以上の宅地を98%低減するなど、大きな減災効果が期待できる。ただし、防潮堤を整備しても依然として津波浸水域は存在するため、津波避難についても継続して対応する。

（基本合意の主な内容）

- ・浜名湖入口東側から天竜川西岸まで約17.5kmを整備する
- ・第4次地震被害想定での想定津波高を上回る高さを確保する
- ・静岡県は防潮堤整備、馬込川河口部の津波対策として水門整備などを行い、浜松市は土砂確保、県と連携・協力して住民・各種団体などに説明する役割を担う等



出典：静岡県提供資料（この津波浸水想定図は、静岡県で独自に計算したものである）

図5-1 防潮堤整備による減災効果

(2) 避難困難のおそれのある地域

津波浸水想定区域外や津波緊急避難場所への津波避難に関する諸条件を表5-1に示す。

表5-1 津波避難の諸条件

項目	条件	根拠等
津波到達時間	遠州灘沿岸部：約20分	砂丘を越えて内陸に浸水する時間
避難開始時間	約5分	揺れている時間
歩行速度	1.0m/s	津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁
避難先までの道のり	最大500m	津波避難計画策定指針※1 H25.3 消防庁
施設の収容能力	1人当たり1㎡	津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁
道路ネットワーク	2,102箇所が通行不能と想定	「土砂災害」、「落橋」、「建物倒壊による細街路閉塞」が予測される地域のため
人口	夜間人口（常住人口）を採用	津波浸水想定区域の9割以上を占める中央区南地域及び西地域では、昼間人口より夜間人口（常住人口）の方が多いため

※1 避難先（避難目標点）までの道のり500mの考え方

「津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁」に準拠して、次の式で設定した。

$$\text{避難距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

歩行速度は1.0m/s、津波到達時間は20分、避難開始時間は最短5分とした。上式に基づき計算すると、避難距離は900mとなる。ただし指針では避難距離の上限の目安を500mとしている。このため避難時間約15分、500mの避難距離にした場合の避難速度は、0.55m/sである。この値は、歩行困難者等の歩行速度0.5m/sと概ね一致している。

以上から、避難先までの道のりは500mとした。

津波浸水想定区域から、「浸水想定区域外に避難可能な地域」と「津波避難ビル等に避難可能な地域」を除いた地域を避難困難のおそれのある地域とする。

津波から避難困難のおそれのある地域の居住人口を表5-2に示す。

※防潮堤整備後は、静岡県河川砂防局が実施した津波浸水シミュレーション結果を基に本市が「避難困難のおそれのある地域の住居人口」を算出した。（ ）内の数値は、静岡県第4次地震被害想定による津波浸水想定区域とした場合の数値。

表5-2 避難困難のおそれのある地域の居住人口

地区	防潮堤整備前	防潮堤整備後
舞阪（弁天島）	812	0
舞阪、篠原	7,286	0（1,688）
新津、白脇、江西	7,153	0
五島	1,301	0
合計	16,552	0（1,688）

※居住人口は平成22年国勢調査の人口データを住宅用地面積（都市計画基礎調査）で除したものに、浸水区域内の住宅用地面積を乗じて算出した）

第6章 南海トラフ地震臨時情報

国から、地震発生時期・規模・位置等の確度の高い予測は困難との考えが示されたことから、東海地震の発生を前提とした予知情報や警戒宣言の発表は行われなくなった。

一方で、現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要であることから、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」が運用されている。

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で、気象庁から発表される。

発表条件等の概要を図6-1に示す。

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

図6-1 南海トラフ地震臨時情報の概要

(内閣府・気象庁・総務省消防庁「マンガで解説！南海トラフ地震」より引用)

「南海トラフ地震臨時情報」は必ず大地震が発生するというものではなく、平常時と比べて大地震発生の可能性が高まっているという情報である。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、浜松市は住民に対して臨時情報発表の旨を周知し、地震への日頃の備えを再確認して地震の発生に警戒又は注意しながら生活を送るとともに、発災時にはすぐに逃げられるよう準備をするように呼びかける。

南海トラフ地震臨時情報発表時取る必要がある対応を図6-2に示す。

なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表時には、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域に対して事前に避難を呼びかけることになっている。（事前避難対象地域）

浜松市沿岸域防潮堤の整備効果として見込んでいる津波浸水想定を基に事前避難を必要とする地域があるか検証したところ、対象地域は存在しないという結果となったため、令和7年1月現在、浜松

市に事前避難対象地域はない。

※防潮堤の整備効果を踏まえ、本市の津波浸水想定が県により正式に見直されるまでの暫定的な対応であり、見直された場合には再検討する。



※1…南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生または南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合。
 ※2…通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過した時。

図6-2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(内閣府・気象庁・総務省消防庁「マンガで解説!南海トラフ地震」より引用)

第7章 初動体制（職員の配備基準や職員参集）

地域防災計画に基づく、職員の配備基準を表7-1に示す。

表7-1 職員の配備基準

配備体制	配備基準	応急対策要員 (本庁)	応急対策要員 (区役所)	応急対策要員 (行政センター、支所)	地区防災班員 (避難所・区役所)
事前配備体制	情報収集体制 (津波に関する配備基準なし)				
	災害対策準備室 ・津波注意報が発表されたとき	危機管理課、秘書課、広聴広報課、産業部(農林水産部局)、健康福祉部(福祉部局)、公園管理事務所、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部	区振興課 区長が必要と判断した職員	行政センター(防災担当グループ)支所 行政センター所長、支所長が必要と判断した職員	(必要に応じ関係する地区防災班員)
	災害対策連絡室 ・津波警報が発表されたとき	災害対策準備室の関係各課に加えて、災害11部の代表課、情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、財務部(税務担当)、生活衛生課、環境部	災害対策準備室の関係課 区長が必要と判断した職員	災害対策準備室の関係課 行政センター所長、支所長が必要と判断した職員	開設する緊急避難場所/避難所の地区防災班員
災害対策本部体制	1次配備 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときなど、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長(本部長)が認めるとき	事前配備体制の関係各課に加えて ・災害対策本部長 ・その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員			開設する緊急避難場所/避難所の地区防災班員
	2次配備 ・大津波警報が発表されたとき ・災害により、災害救助法による救助を適用する被害が発生したときなど、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長(本部長)が認めるとき	・原則として全職員(会計年度任用職員を除く) (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)			開設する緊急避難場所/避難所の地区防災班員

- 1 災害対策本部体制をとるにあたり、市長が認める暇がないときは、副市長又は危機管理監の判断により本部を設置するものとする。
- 2 津波災害が予測される地域においては、地区防災班員は、津波が収束した後、各避難所等へ配備につくこととする。

職員への初動時の情報伝達は、図7-1のように配備基準に基づき、口頭、電話又は浜松市職員参集メール等で行う。

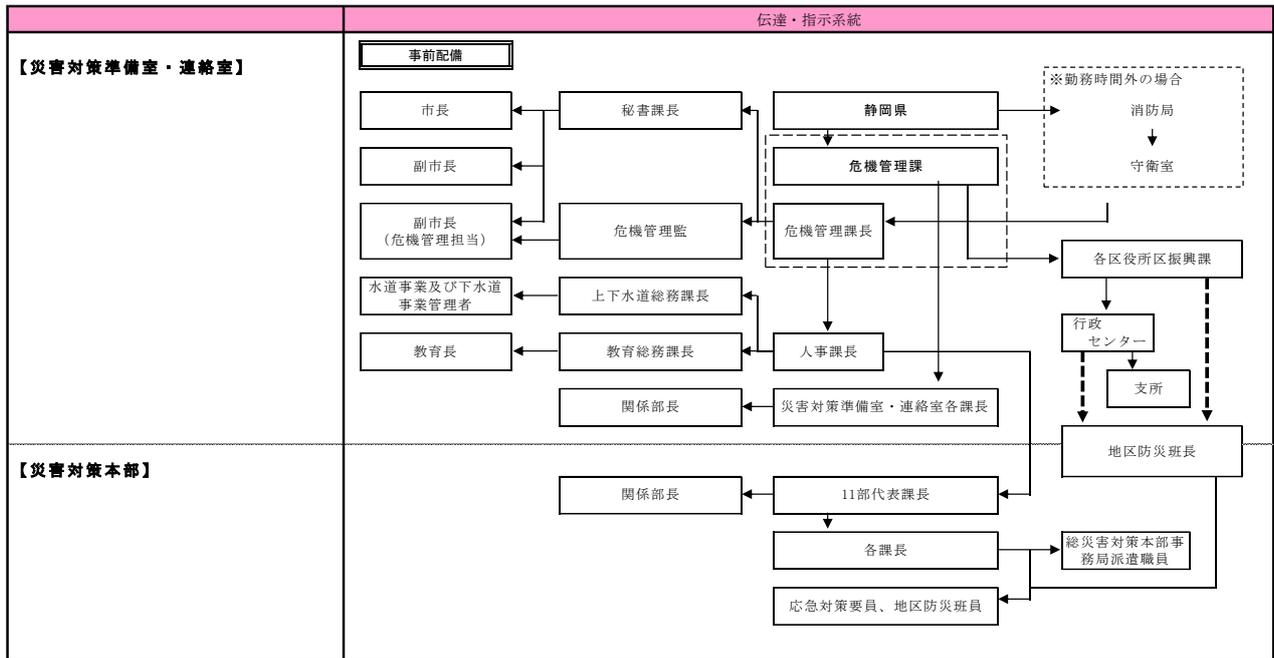


図7-1 情報伝達・指示系統図

第8章 津波情報等の収集・伝達

(1) 情報受信・伝達体制等

津波警報等の情報受信は、図8-1のように静岡県防災無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の手段で行う。

住民等への伝達は、下記の場合に防災行政無線（同報無線（サイレン含む）、防災ホットメール、緊急速報メール、X、LINE、広報車等により行う（図8-1）。

- ① 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- ② 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合
- ③ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合
- ④ 避難指示等を発令した場合

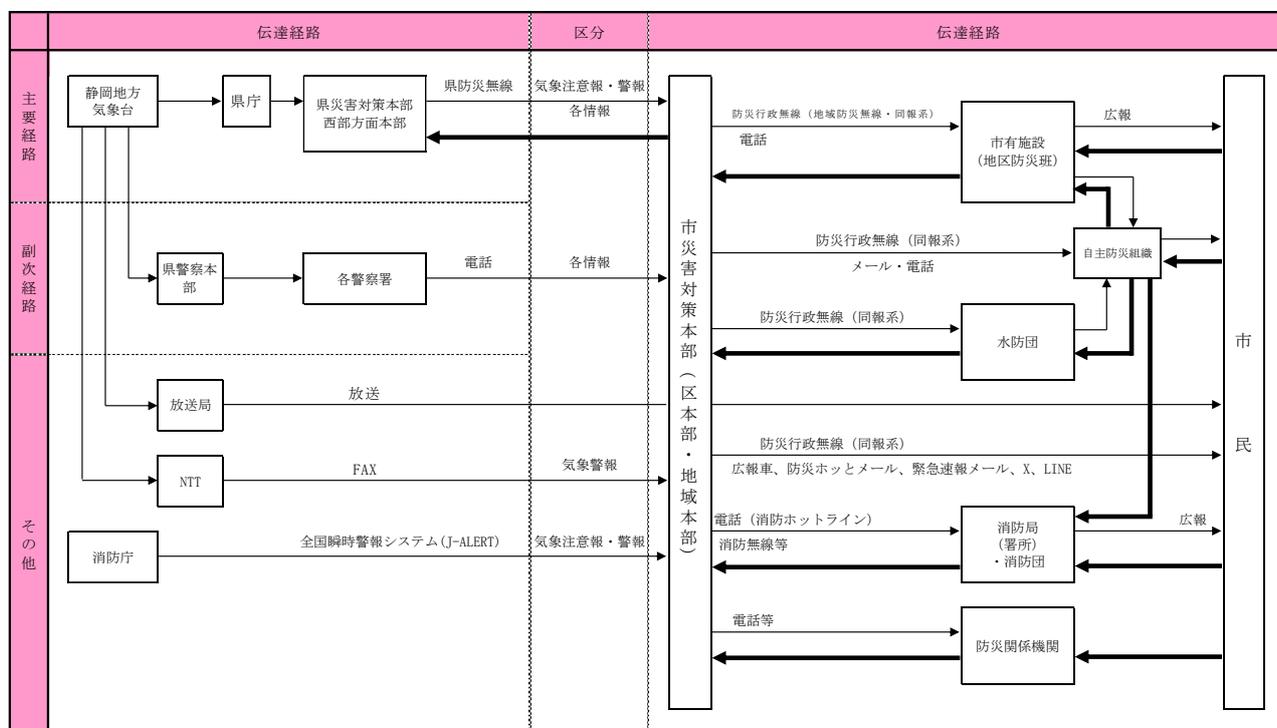


図8-1 情報受信・伝達体制

(2) 海面監視による情報収集

海面監視は、災害対策本部室にて津波監視カメラにて行う。なお、津波監視カメラは、表 8-1 のとおり、遠州灘沿岸等に 2 箇所設置している。

表 8-1 津波監視カメラ

	設置場所	監視箇所
1	今切団地	遠州灘沿岸
2	西部清掃工場	遠州灘沿岸

(3) 防災行政無線（同報無線）のサイレン音

津波注意報、津波警報等のときには、以下のサイレン音を同報無線で流す。

- 津波注意報（予報警報標識規則 第 8 条）

$\frac{10 \text{ 秒吹鳴}}{2 \text{ 秒休止}} \quad \frac{10 \text{ 秒}}{2 \text{ 秒}} \quad \frac{10 \text{ 秒}}{2 \text{ 秒}}$
9 回吹鳴

- 津波警報（予報警報標識規則 第 9 条）

$\frac{5 \text{ 秒吹鳴}}{6 \text{ 秒休止}} \quad \frac{5 \text{ 秒}}{6 \text{ 秒}} \quad \frac{5 \text{ 秒}}{6 \text{ 秒}} \quad \frac{5 \text{ 秒}}{6 \text{ 秒}} \quad \frac{5 \text{ 秒}}{6 \text{ 秒}}$
9 回吹鳴

- 大津波警報（予報警報標識規則 第 9 条）

$\frac{3 \text{ 秒吹鳴}}{2 \text{ 秒休止}} \quad \frac{3 \text{ 秒}}{2 \text{ 秒}} \quad \frac{3 \text{ 秒}}{2 \text{ 秒}}$
9 回吹鳴

- 津波注意報解除（予報警報標識規則 第 8 条）

$\frac{10 \text{ 秒吹鳴}}{3 \text{ 秒休止}} \quad \frac{1 \text{ 分}}$
1 回吹鳴

- 津波警報解除（予報警報標識規則 第 8 条）

津波注意報解除と同じ

(4) 浜松市防災ホットメール

事前に登録されたメールアドレス宛に、緊急情報、気象情報、避難場所・避難所開設情報などを配信するサービスである。登録は無料で、通信料のみ利用者の負担となる。

登録方法

- ①右の「登録用二次元コード」を読み取り、「浜松市防災ホットメール」のページにアクセスする。「登録案内ページ」から「空メールを送信する」をクリックするとメールアプリが起動するので、そのまま送信する。又は下記のアドレスを直接入力して空メールを送信する。

【アドレス】 t-hamamatsu@sg-p.jp

- ②「登録案内」のメールが返信されてきたら、メール本文に記載の URL にアクセスして利用規約に同意し、配信カテゴリ等を登録する。

防災ホットメール
登録用 二次元コード



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/disaster/hotmail.html>

(5) 浜松市公式 LINE

浜松市 LINE 公式アカウント「しゃんべえ情報局」にて、受信を希望する防災情報の種類・対象地区を設定することで、該当する防災情報を受信できるサービスである。登録は無料で、通信料のみ利用者の負担となる。

アカウント名：浜松市 (@hamamatsu)

登録方法

- ①右の「登録用二次元コード」を読み取る。
- ②LINE で浜松市の「友達を追加」画面が表示されたら、「追加」を押す。

浜松市公式 LINE
登録用 二次元コード



<https://line.me/R/ti/p/%40rmf8069s>

(6) 緊急速報メール

スマートフォン・携帯電話向けの災害・避難情報伝達サービスであり、配信エリア内に滞在する、緊急速報メール受信機能を持つ携帯電話端末（対応機種のみ）に、緊急地震速報、津波情報、避難情報などが配信される。事前登録の必要はなく、一切無料で受信できる。

(7) 浜松市公式 X

浜松市公式 X（旧 Twitter）「てんこちょ浜松」にて、避難情報や避難場所・避難所開設情報などを配信している。通信料は利用者の負担となる。

アカウント名：てんこちょ浜松（浜松市） (@Hamamatsu_PR)

浜松市公式 X
二次元コード



https://x.com/hamamatsu_PR

第9章 避難指示等の発令基準

(1) 津波警報等の発表基準

気象庁より発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表基準等を表9-1に示す。

表9-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（気象庁）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

※大津波警報は「特別警報」に位置づけられている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令は、下記の場合に表9-2の発令基準に従って行う。

- ① 大津波警報・津波警報の発表を認知した場合
- ② 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

表9-2 避難指示等の発令基準

区分	基準と内容
事前避難	遠地津波の来襲が予報された時には、避難対象地区の住民に対して避難の準備を呼びかけ、避難場所や避難路等を確認するよう促す。 特に避難行動要支援者に対しては、自主防災隊や防災関係機関等の協力を得ながら事前避難を行うよう促す。
避難指示	大津波警報・津波警報が発表された時には、表8-4の避難対象区域の住民等に対して避難指示を発令し、直ちに緊急避難を求める。
避難指示解除	大津波警報・津波警報が解除され、津波監視カメラ等で津波により、さらなる津波被害のおそれがないと判断した場合に行う。 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として行う。

(3) 避難指示等の避難対象地区基準

避難指示等の避難対象地区は、表9-3の基準に基づく。なお、大津波警報・津波警報時における避難対象地区を表9-4、図9-1に示す。

表9-3 避難指示等の避難対象地区基準

津波警報等の種類		基準と内容
津波注意報	0.2m ≤ h ≤ 1m	居住地への浸水の可能性はほとんどないため、津波への注意喚起にて対応
津波警報	1m < h ≤ 3m 高い	レベル1津波により居住地が浸水する可能性がある町丁目
大津波警報	3m < h ≤ 5m	レベル2津波が遠州灘の砂丘を越えて居住地に浸水する可能性がある沿岸域の町丁目
	5m < h 巨大	レベル2津波の浸水域の町丁目

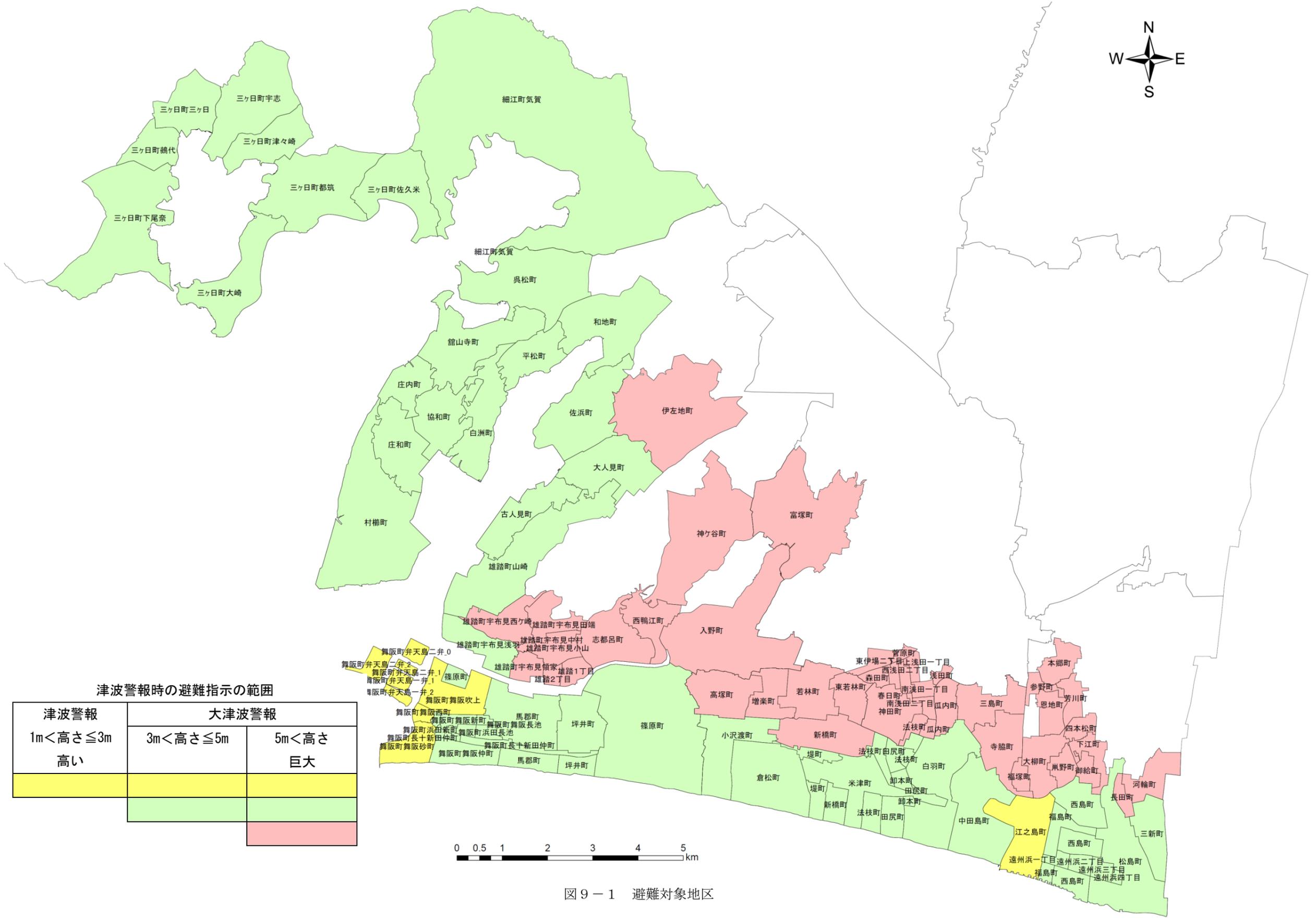
表9-4 避難対象地区と人口・世帯

地区	町丁目名	町丁目		避難指示				
		人口	世帯	津波注意報 0.2m ≤ h ≤ 1m	津波警報 1m < h ≤ 3m (高い)	大津波警報 3m < h ≤ 5m	大津波警報 5m < h (巨大)	
中央区 (中地域)		26,707	11,727					
泉居	東伊場二丁目	1,322	502	なし ただし、注意喚起あり			○	
富塚	富塚町	15,718	6,876				○	
江西	西浅田一丁目	748	412					○
	西浅田二丁目	865	383					○
	南浅田一丁目	1,154	494					○
	南浅田二丁目	672	261					○
	浅田町	699	341					○
	森田町	562	266					○
	春日町	272	127					○
	神田町	4,181	1,846					○
瓜内町	271	113					○	
法枝町	243	106					○	
中央区 (西地域)		80,505	30,289					
入野	入野町	12,322	5,001					○
	西鴨江町	402	154				○	
	西都台町	578	203				○	
	志都呂町	1,906	713				○	
	志都呂一丁目	1,522	639				○	
	志都呂二丁目	852	338				○	
篠原	篠原町	9,157	3,471		○		○	
	坪井町	1,999	773		○		○	
	馬郡町	3,196	1,254		○		○	
庄内	平松町	650	239		○		○	
	呉松町	900	291		○		○	
	白洲町	795	289		○		○	
	館山寺町	2,487	954		○		○	
	庄内町	524	177		○		○	
	協和町	384	134		○		○	
	庄和町	657	205		○		○	
	村柳町	2,606	1,010		○		○	
和地	和地町	1,186	359		○		○	
	伊左地町	3,238	1,094				○	
伊佐見	佐浜町	820	268		○		○	
	大人見町	4,864	1,569		○		○	
	古人見町	1,707	587		○		○	
	神久呂	神ヶ谷町	3,049	963			○	
雄踏	雄踏町宇布見中村	423	149				○	
	雄踏町宇布見田端	624	235				○	
	雄踏町宇布見小山	2,201	873				○	
	雄踏町宇布見領家	1,142	479				○	
	雄踏町宇布見浅羽	2,146	791		○		○	
	雄踏町宇布見西ヶ崎	2,249	818				○	
	雄踏町山崎	2,392	857		○		○	
	雄踏一丁目	1,110	474				○	
雄踏二丁目	1,297	387				○		

地区	町丁目名	町丁目		避難指示			
		人口	世帯	津波注意報 0.2m ≤ h ≤ 1m	津波警報 1m < h ≤ 3m (高い)	大津波警報 3m < h ≤ 5m	大津波警報 5m < h (巨大)
舞阪	舞阪町舞阪西町	561	227	なし ただし、注意喚起あり	○	○	○
	舞阪町舞阪仲町	1,611	587		○	○	○
	舞阪町舞阪新町	1,057	441			○	○
	舞阪町舞阪砂町	929	342		○	○	○
	舞阪町舞阪吹上	924	395		○	○	○
	舞阪町舞阪長池	542	220			○	○
	舞阪町長十新田新町	211	76			○	○
	舞阪町長十新田仲町	728	252			○	○
	舞阪町浜田新町	724	266			○	○
	舞阪町浜田長池	934	409			○	○
	舞阪町弁天島一弁	1,287	629		○	○	○
	舞阪町弁天島二弁	1,612	697		○	○	○
中央区 (南地域)		70,576	28,403				
白脇	三島町	6,235	2,676				○
	寺脇町	3,075	1,121				○
	福塚町	196	61				○
	中田島町	1,852	716		○		○
	白羽町	4,328	1,722		○		○
	瓜内町	2,728	1,129				○
	新橋町	4,317	1,698		○		○
新津	小沢渡町	3,642	1,303		○		○
	倉松町	1,439	458		○		○
	堤町	682	226		○		○
	米津町	2,248	828		○		○
	田尻町	987	249		○		○
	法枝町	655	278		○		○
	卸本町	-	-		○		○
芳川	芳川町	2,145	912	なし ただし、注意喚起あり			○
	本郷町	4,339	1,740				○
	参野町	1,419	578				○
	恩地町	1,814	725				○
	大柳町	477	162				○
	岸野町	429	110				○
	御給町	459	152				○
河輪	下江町	672	251			○	
	四本松町	705	265			○	
	河輪町	1,176	441			○	
	三新町	563	210		○		
五島	長田町	474	169			○	
	西島町	1,343	424		○		
	松島町	853	291		○		
	江之島町	380	129	○	○	○	
	福島町	431	135		○		
	遠州浜一丁目	1,204	551		○		
可美	遠州浜二丁目	1,149	458		○		
	遠州浜三丁目	1,587	602		○		
	遠州浜四丁目	397	230		○		
	増楽町	3,061	1,434			○	
	高塚町	4,311	1,874			○	
浜名区 (北地域)	東若林町	2,918	1,356			○	
	若林町	5,886	2,739			○	
細江		17,064	6,193				
三ヶ日	細江町気賀	8,394	3,013	なし ただし、注意喚起あり		○	○
	三ヶ日町宇志	642	198			○	○
	三ヶ日町大崎	1,107	426			○	○
	三ヶ日町佐久米	365	124			○	○
	三ヶ日町下尾奈	836	276			○	○
	三ヶ日町都筑	2,278	823			○	○
	三ヶ日町津々崎	390	123			○	○
	三ヶ日町鶴代	520	184			○	○
	三ヶ日町三ヶ日	2,532	1,026			○	○
合計		194,852	76,612				

町丁目人口・世帯は、令和2年度国勢調査に基づく

※平成25年11月1日から志都呂町及び西鴨江町の各一部の町名が、「志都呂一丁目」、「志都呂二丁目」及び「西都台町」に変更した。
 ※浜名区(北地域)については、自治会単位で避難指示を発令する。
 浜名区細江の対象自治会は、伊目、下村、呉石、上町、寸座、清水、跡川、中区、油田、老ヶ谷。
 浜名区三ヶ日の対象自治会は、宇志、下神、下尾奈、佐久米、上神、新田、西町、西天、西平、大崎、津々崎、東町、東天、南平、北平、野地、鶴代。



津波警報時の避難指示の範囲

津波警報 1m<高さ≤3m 高い	大津波警報	
	3m<高さ≤5m	5m<高さ 巨大

図9-1 避難対象地区

第10章 津波からの避難方法

東日本大震災を教訓に、①正しい知識、②早期避難、③率先避難の三位一体となった津波からの避難を行う（図10-1）。

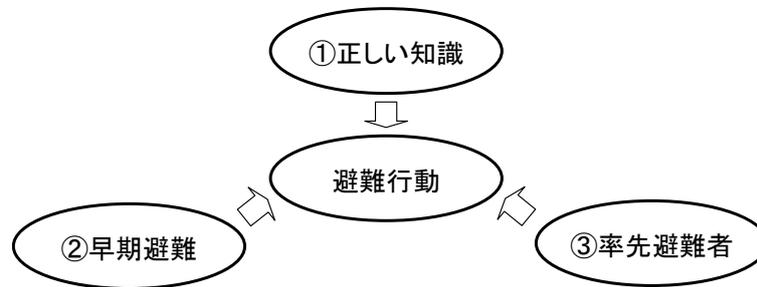


図10-1 津波からの避難方法

- ① 正しい知識を身につける
 - ・ 災害図上訓練（DIG 訓練）や防災講座を通して津波知識、地域の危険箇所を把握する。
 - ・ 小中学校の児童・生徒を対象に防災教育を行い、保護者へ波及させる。
- ② 早期に避難する
 - ・ 大きな揺れや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、まず身の安全を確保し、揺れが収まったらすぐに避難する（サイレンやテレビ情報を待たずに）。
 - ・ 大声で「津波だ！逃げろ！」（この言葉が津波警報）と言いながら逃げることで、逃げられないでいる住民の避難意識にスイッチを入れる。
 - ・ 家族は必ず安全な場所へ避難していると信じて、自分ひとりでも高いところへ早く逃げる。ただし、平時から家族と避難する場所や連絡先などをとりきめておく必要がある。
 - ・ 避難経路は、家屋の倒壊やブロック塀の倒壊等で閉塞する可能性もある。このため、少しでも閉塞の可能性の低い避難経路を、日頃から複数選定しておく。
 - ・ 高台、津波避難ビル、津波避難タワー・マウンドなどの津波緊急避難場所に避難する。ただし、避難に遅れた場合には、少しでも高い場所に避難して身の安全を確保する。なお、津波避難施設は巻末資料にまとめて示す。
- ③ 率先避難者になる
 - ・ 自ら率先して避難者となり、群集行動のキッカケを作る。
- ④ 家屋の耐震対策や家具等の固定などを行い、円滑な津波避難ができるようにする。
- ⑤ 避難手段は、原則として徒歩ではあるが、自転車、バイク、自動車等の手段も考えられる。避難手段については、道路の段差や渋滞等の移動手段による危険性等を理解して用いる。
- ⑥ 避難広報や避難誘導等は退避時間を考慮して行う
 - ・ 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。
 - ・ 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避時間を確保して行う。また無線等の情報伝達手段を備える必要がある。

第11章 地区の津波避難計画

住民等が、地元の避難先・避難経路・避難方法などについて地域で情報を共有し、地域の中で避難手順を検討することが重要である。

このため、避難対象地区を対象に津波避難対策として住民自らが地区の津波避難計画を作成する。計画の作成にあたっては、別冊の「地区の津波避難計画作成手引き」（平成27年3月 浜松市）を参考にする。

なお、避難対象地区かつ防潮堤整備後にも浸水が想定される地区（全83自主防災隊）については、地区の津波避難計画を作成済みであり、定期的な見直しを行うことで、実効性のある計画としていくことが必要である。

- ・ 地区の津波避難計画は、住民自らが作成し、自らの判断で即座の避難行動がとれるようにするためのものであり、津波避難訓練の取組み単位である単位自主防災隊、又は地区単位で作成する。
- ・ 作成メンバーとしては、自主防災隊、民生・児童委員、小中学校・幼稚園・保育園の職員、事業者などで構成する。
- ・ この取組みにより、津波避難についての住民の理解や熟度の段階的な向上を図りながら、毎年、地区の津波避難計画の見直しを行い、完成度を上げる。
- ・ さらに、地区の津波避難計画の作成を通じ、地区の防災まちづくりへ発展させる。
- ・ 市は、地区の熟度に合った津波避難に係る知識や理解を深める活動を地域が自主的に取組めるように、津波防災地域づくりの地区カルテの提供をはじめ、自助・共助の取組みを支援する。



図11-1 津波避難に関する地区住民の理解や熟度の段階的な向上のイメージ

第 13 章 津波避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともに、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

(1) 津波避難訓練の実施体制、参加者

- ・ 実施時期は、地域の実情にあわせて実施する。ちなみに静岡県総合防災訓練は 10 月に実施し、そのほか 12 月に地域防災訓練、3 月に津波対策推進旬間を設けている。
- ・ 住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防局、消防団、水防団に加えて、漁業関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等も参加した地域ぐるみの避難体制の確立を図る。
- ・ 住民のみならず、観光客、釣客、海水浴客等の来街者、漁業、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の実践的な避難誘導訓練が可能となるように参加者を検討する。

(2) 訓練の内容等

- ・ 地区の津波避難計画をもとに、津波の高さ、津波到達予想時間、避難時間等を想定した訓練内容を設定する。
- ・ 津波の襲来は昼間とは限らないため、夜間においても訓練を実施し、避難時間等の昼夜の違いを住民が認識できるようにする。
- ・ 在宅・在社時、通勤・通学時等を想定した訓練も検討する。
- ・ 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報伝達のための通信機器類の操作方法の習熟のための訓練内容を設定する。
- ・ 防災講座（津波 DIG を含む）と津波避難訓練をセットにし、市民に津波来襲時の避難行動について周知する。

第14章 その他の留意点

① 観光客、釣客等の避難対策

- ・ 津波浸水予想地域内に居合わせた観光客や釣客などの避難対策のため、観光協会や旅館組合等関係団体と協働して、津波浸水予想地域内に位置するホテルと協定を結び、24時間いつでも避難できる津波避難場所として確保する。
- ・ 観光客等の避難誘導については、ホテル・旅館などにハザードマップを配布し、観光客への周知を依頼していくほか、今後、各種団体が発行する観光ガイドマップにも緊急避難場所等を記載する。
- ・ 海水浴場等の海岸において、利用者、とりわけ聴覚障がい者に直ちに避難行動をとってもらうためには、視覚に訴える旗（津波フラッグ）を用いた伝達も有効である。伝達の実効性を高めるため、普及啓発を図っていく。

旗の色彩：赤と白の格子模様
旗の形：方形（四角形）

赤	白
白	赤

② 避難行動要支援者の避難対策

東日本大震災では、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援者が逃げている最中等に津波に巻き込まれたケースがクローズアップされた。避難行動要支援者の避難対策は、非常に難しい問題である。

- ・ 津波から避難困難な避難行動要支援者は、津波浸水想定区域外への転居や浸水深以上の階への居住等を行い、津波を回避することに努める。
- ・ 避難行動要支援者は、日頃からの近所付き合いや津波避難訓練等に参加して、周辺住民が避難支援したいと思える関係を築くように努める。
- ・ 避難支援者は、自らの命を最優先にすることはもちろんのことではあるが、避難行動要支援者の避難支援を行える避難時間が確保できる場合には、避難支援に最善を尽くす。
- ・ 津波避難訓練では、担架、車椅子、リアカー、おんぶ、自動車など、避難時間が少しでも短くなる避難方法の実施に努めるとともに、各種避難手段における危険性も理解する。

【巻末資料】

主な用語解説

用語	意味
静岡県第4次地震被害想定	静岡県内の市町・住民等が今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に、静岡県がレベル1及びレベル2の地震・津波で想定される人的・建物被害などの程度を定量・定性的な指標で示したものをいう。
東海・東南海・南海地震 (レベル1)	発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100~150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波をいう。
南海トラフ巨大地震 (レベル2)	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波をいう。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるように県知事が指定できる区域をいう。
津波災害特別警戒区域	津波が発生した場合には建築物が破損・浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制をかけ、住民等が建築物の中においても津波を「避ける」ことができるように県知事が指定できる区域をいう。
津波浸水想定区域	想定した津波が陸上を遡上した場合に浸水する範囲をいう。
避難対象区域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が指定するものをいう。
津波緊急避難場所	津波から一時的に避難する場所であり、津波浸水深以上の高台や津波避難ビル、津波避難タワー・マウンドの津波避難施設をいう。
避難困難のおそれのある地域	津波到達時間までに津波対象区域の外(避難の必要がない安全な地域)、又は避難先まで避難することが困難な地域をいう。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する道路をいう。
避難指示	災害発生又は発生のおそれがあるときに、市長、区長が必要と認める地域の居住者等に対し、地域外に立ち退くよう強く求めることをいう。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった特に配慮を要する人のうち、災害時に自力又は家族等だけで避難することが困難な人のことをいう。

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
1	ST. ナイン		中央区坪井町 876	3	3階通路	11
2	ユーアイハイツ		中央区坪井町 531-1	3	3階通路	13
3	忠産ビル		中央区篠原町 14171	5	3～5階通路、屋上	106
4	ハーヴェストⅦ		中央区高塚町 4509-1	5	3～5階通路	46
5	三方原病院B館		中央区小沢渡町 2195-2	4	3～4階多目的ホール、渡り廊下、会議室等	458
6	特別養護老人ホーム南風		中央区倉松町 593	3	3階バルコニー、屋上	765
7	グランドエクシブ浜名湖		中央区村櫛町 4620	8	3～8階客室廊下、3階:パッ クヤード・廊下・従業員食堂、 3階屋上(喫煙所)、機械室	2,100
8	メゾン・アルタ		中央区都盛町 77-1	3	3階通路	26
9	CASA MARCO		中央区遠州浜二丁目 28-10	3	3階通路	24
10	ケアハウス西島		中央区西島町 103	5	3～5階談話ホール、屋上	652
11	特別養護老人ホーム西島寮		中央区西島町 101	3	3階通路	215
12	HAMANAKO BENTEN RESORT THE OCEAN		中央区舞阪町弁天島 3285- 88	13	4階機械室(屋外)、5階テラ ス、13階テラス、屋上テラス	1,160
13	オット・アンダーレ		中央区篠原町 21581	4	3～4階通路	100
14	篠原ケアホーム		中央区篠原町 18345-28	4	3～4階通路、ベランダ、屋上	978
15	メニューエットⅠ		中央区志都呂町 5234	4	3～4階通路	14
16	メゾン・ターコイズ		中央区入野町 9737	4	3～4階階段踊場	14
17	メゾン・フロントーサ		中央区入野町 9727-2	5	3～5階通路	75
18	ARCO 浜名湖クレセント21		中央区舞阪町弁天島 3371-2	8	3～7階廊下、 8階全フロア	717
19	介護老人福祉施設静光園		中央区小沢渡町 1300-1	4	3～4階バルコニー、屋上	2,042
20	CasaCampana		中央区小沢渡町 1275-1	3	3階通路	13
21	コスモスマンション		中央区新橋町 495	7	3～7階通路	72
22	ペラルゴス		中央区小沢渡町 753	3	3階通路	32
23	エザンス		中央区新橋町 732	5	3～5階通路	85
24	エザンスⅡ		中央区新橋町 708-1	5	3～5階通路	44
25	トットジョイ		中央区新橋町 678	3	3階通路、屋上	225
26	第二砂丘寮		中央区田尻町 1182	4	3～4階通路、共有室	380
27	フルオブライフ砂丘		中央区田尻町 1166-1	4	3～4階通路、4階和室、5階 ストレッチルーム	140
28	白脇ケアセンター		中央区白羽町 1424	4	屋上	435
29	フローレンス		中央区篠原町 1144-18	4	4階談話室	94
30	パレスかわぐち		中央区入野町 14116-1	3	3階通路	20
31	株式会社クラベ本社		中央区高塚町 4830	3	3階食堂、屋上	689
32	TKM		中央区瓜内町 964-1	3	3階通路	13
33	すこやかマーチ		中央区瓜内町 911	3	3階通路	10
34	すこやかメロディー		中央区瓜内町 820	4	3～4階通路	24
35	ヴェルメゾン飯尾		中央区瓜内町 586	3	3階通路	11
36	エレンシア		中央区瓜内町 203-1	5	3～5階通路	82
37	サザンハウス NANREI		中央区寺脇町 399-2	3	3階通路	27
38	すこやかデュランティ		中央区三島町 95-1	3	3階通路	19
39	サウスルーム三島		中央区三島町 788-1	3	3階通路	12

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
40	Tiffanyone		中央区三島町 674-3	3	3階通路	31
41	Tiffanynine		中央区三島町 674-2	3	3階通路	18
42	まきの木館うたり		中央区三島町 338	3	3階通路	14
43	浜松南病院		中央区白羽町 26	6	5階、屋上	799
44	コーポバーディ		中央区白羽町 209-3	3	3階通路	24
45	バーディJr		中央区白羽町 209-2	3	3階通路	7
46	コーポラスサンライズ B		中央区寺脇町 367	3	3階通路	26
47	コーポラスサンライズ A		中央区寺脇町 367	3	3階通路	26
48	ケアセンター芳川		中央区胤野町 24	3	3階通路、屋上	502
49	リバーサイド薫風		中央区河輪町 70-1	3	3階通路	35
50	スズキ(株)観月園研修センター		中央区舞阪町弁天島 2925-1	3	2・3階廊下、階段、踊り場	360
51	一弁公民館		中央区舞阪町弁天島 3888-2	2	2階、屋上	190
52	いろは語習センター	浜名湖校	中央区舞阪町弁天島 3802	4	屋上	121
53	弁天島ビル		中央区舞阪町弁天島 2742	4	2～3階廊下・踊り場	210
54	まほら舞阪		中央区舞阪町弁天島 3481-26	3	2階屋上	510
55	コスモス A		中央区雄踏町宇布見 4959-3	3	3階通路	15
56	コスモス B		中央区雄踏町宇布見 4863-331	3	3階通路	15
57	フェリオ		中央区雄踏町宇布見 4863-4	5	5階オフィス2部屋、屋上	190
58	コンフォール		中央区志都呂町 5215	3	3階通路	18
59	コンフォート志都呂		中央区志都呂町 5340	4	3～4階通路、踊場	12
60	クラシオン		中央区入野町 10634-1	3	3階通路	32
61	ネクステージ新橋		中央区新橋町 1179	3	3階通路	23
62	グランドエクシブ社員寮		中央区村櫛町 4671-1	4	3～4階通路	160
63	アスティオン I		中央区雄踏一丁目 17-34	4	3～4階通路	80
64	カーササンユー		中央区三島町 491	3	3階通路	25
65	Southern Town II		中央区寺脇町 769	3	3階通路	22
66	Southern Town I		中央区寺脇町 767	3	3階通路	22
67	シズオカ・ハマナコ2株式会社 グランドメルテュール浜名湖リゾート &スパ		中央区雄踏町山崎 4396-1	13	ホテル側で誘導可能な場所	—
68	クレストステージパークホームズ		中央区雄踏町宇布見 3339-1	10	3階～10階通路	1,437
69	五島協働センター		中央区福島町 242-1	3	3階図書室、事務室屋上	402
70	県営遠州浜団地	1号棟	中央区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34
71	県営遠州浜団地	2号棟	中央区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	26
72	県営遠州浜団地	3号棟	中央区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34
73	県営遠州浜団地	5号棟	中央区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34
74	県営遠州浜団地	7号棟	中央区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34
75	県営遠州浜団地	10号棟	中央区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	22
76	県営遠州浜団地	14号棟	中央区遠州浜三丁目 1	6	3～6階階段及び廊下	208
77	県営遠州浜団地	15号棟	中央区遠州浜三丁目 1	10	3～10階階段及びエレベーターホール	209
78	県営遠州浜団地	19号棟	中央区遠州浜三丁目 1	6	3～6階階段及び廊下	195

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
79	県営遠州浜団地	21号棟	中央区遠州浜三丁目1	10	3～10階階段及びエレベーターホール	206
80	篠原中学校	南棟	中央区篠原町20200-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,423
81	弁天島防災センター		中央区舞阪町弁天島2733-1	2	屋上	186
82	市営第三吹上団地	A	中央区舞阪町舞阪808	4	3、4階段踊場、屋上	212
83	市営住宅第二浜表団地	B棟	中央区舞阪町舞阪2668-238	3	屋上	345
84	市営住宅第二浜表団地	C棟	中央区舞阪町舞阪2668-238	3	屋上	360
85	市営住宅第二浜表団地	D棟	中央区舞阪町舞阪2668-238	3	屋上	360
86	市営住宅第二浜表団地	E棟	中央区舞阪町舞阪2668-238	3	屋上	360
87	市営住宅第二浜表団地	F棟	中央区舞阪町舞阪2668-238	3	屋上	360
88	市営住宅第二浜表団地	G棟	中央区舞阪町舞阪2668-238	3	屋上	345
89	舞阪第2保育園		中央区舞阪町舞阪2659-3	2	屋上	234
90	舞阪支所		中央区舞阪町舞阪2701-9	4	3階:防災無線室、防災対策室以外 4階:全面	1,952
91	舞阪小学校	西棟	中央区舞阪町舞阪76	3	3階特別教室・廊下、屋上	951
92	舞阪小学校	南棟	中央区舞阪町舞阪76	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,928
93	舞阪中学校		中央区舞阪町舞阪4601	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,569
94	市営今切団地	B	中央区舞阪町舞阪4602	4	階段踊場、屋上	426
95	市営今切団地	C	中央区舞阪町舞阪4602	3	階段踊場、屋上	395
96	市営今切団地	A	中央区舞阪町舞阪4602	4	階段踊場、屋上	417
97	舞阪コミュニティ防災センター		中央区舞阪町舞阪601-8	2	屋上	182
98	篠原小学校	北棟	中央区篠原町10300	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,661
99	可美中学校	南棟	中央区増楽町700	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,862
100	新津小学校	北棟	中央区新橋町777	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,403
101	西部清掃工場	工場棟	中央区篠原町26098-1	5	3～4階見学スペース北面、東面の2箇所	325
102	西部清掃工場	管理棟	中央区篠原町26098-1	3	3階EVホール部分、渡り廊下	73
103	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 ToBiO		中央区篠原町23982-1	2	ホール、ジム、スタジオ、ギャラリー等	3,467
104	新津小学校	南棟	中央区新橋町777	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,725
105	市営小沢渡団地	ちどり	中央区小沢渡町1363	4	階段踊場	14
106	浜松南高等学校	北館	中央区米津町961	4	3～4階普通教室	927
107	浜松南高等学校	南館	中央区米津町961	3	3階特別教室・履修室	457
108	市営中田島団地	C1	中央区中田島町1372	5	階段踊場、屋上	201
109	砂丘小学校		中央区白羽町2512	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,178

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
110	江南中学校	南棟	中央区江之島町 1266-3	4	3~4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,437
111	(旧)遠州浜小学校		中央区遠州浜二丁目 9-1	4	3~4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,675
112	市営中田島団地	C2	中央区中田島町 1656-2	5	階段踊場	33
113	市営中田島団地	C3	中央区中田島町 1656-2	4	階段踊場	20
114	市営中田島団地	C4	中央区中田島町 1656-2	5	階段踊場	33
115	市営中田島団地	C5	中央区中田島町 1656-2	4	階段踊場	20
116	市営中田島団地	C6	中央区中田島町 1656-2	5	階段踊場	33
117	市営中田島団地	C7	中央区中田島町 1656-2	4	階段踊場	20
118	市営中田島団地	C8	中央区白羽町 2379-2	5	階段踊場、屋上	466
119	市営中田島団地	C10	中央区白羽町 2379-2	5	階段踊場	33
120	市営中田島団地	C11	中央区白羽町 2379-2	5	階段踊場	44
121	市営中田島団地	C12	中央区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44
122	市営中田島団地	C13	中央区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44
123	市営中田島団地	C15	中央区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44
124	市営中田島団地	C16	中央区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44
125	市営中田島団地	C17	中央区白羽町 2700-2	5	階段踊場	22
126	市営中田島団地	C20	中央区白羽町 2700-5	5	階段踊場	44
127	市営中田島団地	C21	中央区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35
128	市営中田島団地	C22	中央区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35
129	市営中田島団地	C23	中央区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35
130	市営中田島団地	C24	中央区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35
131	市営中田島団地	C25	中央区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35
132	市営中田島団地	C26	中央区白羽町 2700-8	5	階段踊場	27
133	市営中田島団地	C27	中央区白羽町 2700-8	5	階段踊場	40
134	市営中田島団地	C28	中央区白羽町 2700-10	5	階段踊場	53
135	市営中田島団地	C29	中央区白羽町 2700-10	5	階段踊場	40
136	市営中田島団地	C30	中央区白羽町 2700-13	5	階段踊場	40
137	市営中田島団地	C31	中央区白羽町 2700-13	5	階段踊場、屋上	360
138	市営中田島団地	C32	中央区白羽町 2700-13	5	階段踊場	40
139	市営中田島団地	C33	中央区白羽町 2700-13	5	階段踊場	40
140	市営中田島団地	D9	中央区白羽町 2379-2	5	階段踊場	35
141	市営中田島団地	D14	中央区白羽町 2785-2	5	階段踊場	35
142	市営中田島団地	D18	中央区白羽町 2700-2	5	階段踊場	23
143	市営中田島団地	D19	中央区白羽町 2700-2	5	階段踊場	23
144	市営遠州浜団地	C1	中央区遠州浜一丁目 19	4	階段踊場	19
145	市営遠州浜団地	C2	中央区遠州浜一丁目 18	4	階段踊場、屋上	205
146	市営遠州浜団地	C3	中央区遠州浜一丁目 17	4	階段踊場	24
147	市営遠州浜団地	C4	中央区遠州浜一丁目 16	4	階段踊場	19
148	市営遠州浜団地	C5	中央区遠州浜四丁目 11	4	階段踊場	19
149	市営遠州浜団地	C6	中央区遠州浜四丁目 8	4	階段踊場	19
150	市営遠州浜団地	C7	中央区遠州浜四丁目 6	4	階段踊場	13
151	市営遠州浜団地	C8	中央区遠州浜四丁目 5	4	階段踊場	13
152	市営遠州浜団地	C9	中央区遠州浜四丁目 4	4	階段踊場	13

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
153	市営遠州浜団地	C10	中央区遠州浜四丁目7	4	階段踊場	13
154	市営遠州浜団地	D1	中央区遠州浜一丁目15	4	階段踊場	23
155	市営遠州浜団地	D2	中央区遠州浜四丁目12	4	階段踊場	23
156	市営遠州浜団地	D3	中央区遠州浜四丁目9	4	階段踊場	23
157	市営遠州浜団地	波7	中央区遠州浜四丁目16-7	6	3~6階通路、屋上	804
158	市営遠州浜団地	波8	中央区遠州浜四丁目15-1	6	3~6階通路	306
159	市営遠州浜団地	光3	中央区遠州浜一丁目1-1	4	階段踊場	58
160	市営遠州浜団地	光5	中央区遠州浜一丁目2-4	4	階段踊場	35
161	市営遠州浜団地	光8	中央区遠州浜一丁目2-1	4	階段踊場	46
162	市営遠州浜団地	みどり4	中央区遠州浜一丁目23-2	9	屋内階段、EVホール	208
163	市営遠州浜団地	みどり5	中央区遠州浜一丁目23-3	4	3~4階通路	72
164	南の星小学校		中央区西島町1148-1	3	3~4階普通教室・特別教室・廊下・更衣室、屋上	2,930
165	浜松江之島高等学校	南館	中央区江之島町630-1	3	3階普通教室、屋上	715
166	中央区役所		中央区江之島町600-1	3	屋上、3階ホール	1,229
167	雄踏中学校	北棟	中央区雄踏町宇布見9595	3	3階特別教室・廊下	989
168	雄踏中学校	屋内運動場	中央区雄踏町宇布見9595	3	観覧席、通路	400
169	雄踏中学校	南棟	中央区雄踏町宇布見9595	3	3階普通教室・特別教室・廊下	1,172
170	雄踏小学校	管理教室棟	中央区雄踏町宇布見7997-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下	1,531
171	雄踏小学校	北棟	中央区雄踏町宇布見7997-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下	621
172	雄踏小学校	南棟	中央区雄踏町宇布見7997-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下	621
173	可美中学校	北棟	中央区増楽町700	4	3~4階特別教室・廊下・屋上	2,316
174	可美小学校	北棟	中央区若林町1748	4	3~4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,864
175	可美小学校	南棟	中央区若林町1748	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,819
176	雄踏文化センター	大ホール・カルチャー棟	中央区雄踏町宇布見5427	3	8部屋(小・中・大・特別会議室、301・302号室、庶務室1・2)、通路	649
177	市営住宅領家団地		中央区雄踏町宇布見4874-5	4	階段踊場	23
178	西行政センター		中央区雄踏一丁目31-1	3	屋上、廊下、EVホール、休憩室、会議室等	1,370
179	静岡県水産技術研究所(ウオット)		中央区舞阪町弁天島5005-1	2	2階部分、オープンデッキ、展望デッキ	676
180	浜松湖南高等学校	普通教室棟	中央区馬郡町3791-1	3	3階普通教室、屋上	1,194
181	新津中学校	北棟	中央区新橋町748	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	762
182	新津中学校	南棟	中央区新橋町748	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,120

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
183	白脇小学校	北棟	中央区寺脇町 431	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,413
184	白脇小学校	南棟	中央区寺脇町 431	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,326
185	中部浄化センター	汚泥処理棟	中央区瓜内町 1825	3	機械室、屋上	400
186	河輪小学校		中央区東町 333	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,684
187	東陽中学校	北棟	中央区西町 700	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,122
188	東陽中学校	南棟	中央区西町 700	3	3階特別教室・廊下・屋上	1,524
189	県営芳川団地	1号棟	中央区参野町 391-1	4	3～4階階段	28
190	県営芳川団地	2号棟	中央区参野町 391-1	4	3～4階階段	19
191	県営芳川団地	3号棟	中央区参野町 391-1	4	3～4階階段	28
192	株式会社ヤマテ工業		中央区三新町 515-1	3	3階フロア	1,943
193	すずかけセントラル病院		中央区田尻町 120-1	6	3～6階通路	2,615
194	インテグラA		中央区小沢渡町 1154-1	4	屋上	75
195	エアリス		中央区高塚町 4835-1	6	3～6階通路	179
196	エアリスII		中央区高塚町 2384-3	4	3階通路	36
197	白羽ガバナステーション		中央区白羽町 1739-1	3	1階屋上・2階屋上・3階屋上	527
198	西消防署		中央区馬郡町 4074-1	2	屋上	62
199	浅間小学校	北棟	中央区西浅田 2丁目 12-1	3	3階特別教室・廊下	135
200	浅間小学校	南棟	中央区西浅田 2丁目 12-1	3	3階普通教室・廊下	603
201	江西中学校	南棟	中央区神田町 123	3	3階普通教室・特別教室・廊下	582
202	浜松貿易株式会社		中央区神田町 1195	4	3階屋上・4階(食堂・休憩室・備蓄倉庫)	225
203	遠州灘海浜公園野球技場	浜松本社事務所棟	中央区江之島町 1706	3	メインスタンド	1,746
204	ポリテクカレッジ浜松		中央区法枝町 693	4	3階～4階各教室及び廊下	864
205	ポリテクカレッジ浜松	I号館(管理棟)	中央区法枝町 693	3	3階各教室及び廊下	800
206	浜名幼稚園	Ⅲ号館(実験棟)	中央区舞阪町浜田 76	2	屋上	257
207	特別養護老人ホーム第二南風		中央区倉松町 598	3	3階屋内及びバルコニー・屋上	665
208	グリーンハイツ土屋		中央区三島町 682	3	3階通路	40
209	インテグラB		中央区小沢渡町 1156-2	5	屋上	86
210	インテグラC		中央区小沢渡町 1155-1	5	屋上	86
211	インテグラD		中央区小沢渡町 1215-2	5	屋上	129
212	アルファ		中央区小沢渡町 1266-1	3	3階通路	13
213	吉川建設社員寮		中央区白羽町 2589-5	3	屋上	86
214	遠州灘海浜公園津波避難マウンド		中央区中田島町 1313			1,000
215	五島地区津波避難マウンド		中央区西島町 510			1,000
216	弁天島公園津波避難マウンド		中央区舞阪町弁天島 3064-1			800

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和6年11月30日時点）

No.	施設名称	棟名	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)
217	砂町津波避難タワー		中央区舞阪町舞阪 2668-201			150
218	弁天島津波避難タワー		中央区舞阪町弁天島 3212-10			150
219	西町津波避難タワー		中央区舞阪町舞阪 2100			100
220	新町津波避難タワー		中央区舞阪町浜田 27			100
221	長池津波避難タワー		中央区舞阪町舞阪 5464			100
222	本町浜公園津波避難タワー		中央区法枝町 1280-10			150
223	三新町津波避難タワー		中央区三新町 43-1			150
224	仲町津波避難タワー		中央区舞阪町長十新田 300-7			150
225	馬郡町津波避難タワー		中央区馬郡町 5336			150

浜松市 津波避難計画

平成 27 年 3 月 策定

平成 29 年 5 月 一部修正

平成 30 年 5 月 一部修正

令和元年 6 月 一部修正

令和 2 年 6 月 一部修正

令和 3 年 5 月 一部修正

令和 4 年 5 月 一部修正

令和 7 年 3 月 一部修正

浜松市 危機管理課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2
TEL 053-457-2537 FAX 053-457-2530